

議第 6 号議案

横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の  
一部改正

横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正  
する条例を次のように定める。

平成 2 5 年 9 月 2 6 日提出

市会運営委員会

委員長 瀬之間 康 浩

## 横浜市条例（番号）

横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年8月横浜市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「市外に」を削り、同条に次の2項を加える。

- 3 議員が招集に応じて会議、委員会（分科会、小委員会及び理事会を含む。）又は地方自治法第100条第12項に規定する議案の審査若しくは議会の運営に関し協議若しくは調整を行うための場（以下「会議等」という。）に出席したときは、費用弁償として、1日につき、次の各号に掲げる議員の居住地の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。
  - (1) 神奈川区、西区、中区、南区及び磯子区 1,000円
  - (2) 鶴見区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、金沢区、港北区及び栄区 2,000円
  - (3) 緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、泉区及び瀬谷区 3,000円
- 4 会議等の決定により議員が市内に出張したときは、費用弁償として、第1項に規定するもののほか、1日につき、前項各号に掲げる議員の居住地の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給事由の生じた費用弁償について適用し、同日前に支給事由の生じた費用弁償については、なお従前の例による。

### 提 案 理 由

市内出張旅費及び日額として支給する費用弁償を支給するため、横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（抜粋）

〔

上段	改正案
下段	現 行

〕

（費用弁償）

第5条 議員が職務のため~~市外に~~出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

（第2項省略）

3 議員が招集に応じて会議、委員会（分科会、小委員会及び理事会を含む。）

又は地方自治法第100条第12項に規定する議案の審査若しくは議会の運営に関し協議若しくは調整を行うための場（以下「会議等」という。）に出席したときは、費用弁償として、1日につき、次の各号に掲げる議員の居住地の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。

(1) 神奈川区、西区、中区、南区及び磯子区 1,000円

(2) 鶴見区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、金沢区、港北区及び栄区 2,000円

(3) 緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、泉区及び瀬谷区 3,000円

4 会議等の決定により議員が市内に出張したときは、費用弁償として、第1項

に規定するもののほか、1日につき、前項各号に掲げる議員の居住地の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。

議第6号議案 横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び  
 期末手当に関する条例の一部改正の取り扱い（案）

項目		調整内容
1	議案発送	9月20日（金）の運営委員会終了後
2	通告期間	9月20日（金）議案発送後から9月24日（火）午後5時まで
3	上程日	9月26日（木）の本会議
4	提案理由説明	省略
5	議案関連質疑	通告に応じ実施
6	委員会付託	横浜市会会議規則第36条第3項及び市会運営委員会申し合わせ・確認事項により、委員会付託を省略、本会議で即決

（参考）

横浜市会会議規則（抜粋）

第36条

- 3 委員会が提出した議案については、前2項の規定にかかわらず、委員会に付託しない。ただし、市会の議決により付託することができる。

市会運営委員会申し合わせ・確認事項（抜粋）

5 議員提出議案について

- (1) 常任・運営委員会における発議（請願・陳情に係るものを含む。）に係る審査が終了したもの及び団長会議等の協議が終了したものは、委員会等の終了後、速やかに提出することとし、その取扱いについては、原則として、本会議で即決とする。